

## 防犯灯施設整備基準

### (目的)

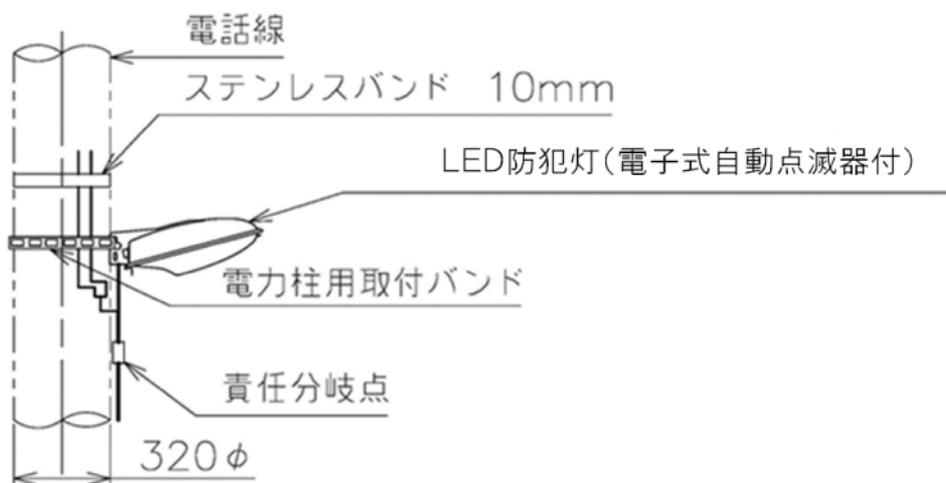
第1条 この基準は、防犯灯施設の確保に関する設置基準を定めることにより、歩行者の安全確保及び防犯上の安全性の確保を図ることを目的とする。

### (防犯灯施設の設置)

第2条 開発事業（伊勢原市地域まちづくり推進条例（平成24年伊勢原市条例第11号）第2条第1項第2号による開発事業をいう。）を行う者は、開発区域内及び開発区域に接する道路のおおむね30メートルごとに、次の基準により防犯灯を設置しなければならない。ただし、基準を満たした設置が困難な場合は、防犯対策主管課と別途協議するものとする。

- (1) 防犯灯は、既設電柱直付けとし、図-1を標準とする。ただし、やむを得ない場合は、ポール式とすることができるものとする。
- (2) 防犯灯は、自動点滅器付きの常夜灯で、原則として入力容量が20VA未満（電力料金区分20Wまで）の白色系LEDを光源とする器具とし、表-1の構造・性能を満たすものとする。
- (3) 防犯灯の器具の最下部と地上面との距離は、4.5メートル以上確保するとともに、防犯灯の電線と地上面との距離は、5メートル以上確保するものとする。

### (図-1)



(表－１)

## 構造・性能仕様

項目		条件
光源部	使用光源	LED（白色系）
	ランプ光束（lm）	1,000 lm 以上
電源部	定格消費電力 （電力料金区分 20 W まで）	20 W 未満 （電源装置含む）
	定格入力容量 （電力料金区分 20 W まで）	20 VA 未満
構成部	本体材質	アルミダイカスト
	透過性カバー材質	アクリル
仕様	ランプ寿命（光束維持率 0.7）	40,000 時間以上
	設置間隔（推奨基準クラス B） 水平面照度（平均）3ルクス 鉛直面照度（最小）0.5ルクス	2.1メートル以上
	平均水平面照度（保守率 0.7）	3ルクス以上
	最小鉛直面照度（保守率 0.7）	0.5ルクス以上
	自動点滅器付（耐用年数）	電子式（10年相当）
	機能	電波受信障害対応
	機能	放熱対応
	その他	製造業者保証期間

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。